

平成 19 年 9 月 10 日

各 位

会社名 酒井重工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 酒井一郎  
(コード 6358)  
問合せ先 取締役管理部長 渡辺秀善  
TEL 03-3434-3401

**平成 18 年(2006 年)3 月期以前の不適切な早期売上計上処理  
に関する過年度業績の訂正について**

平成 19 年 9 月 3 日に掲題過年度業績の訂正予定としてお知らせ致しました通り、平成 19 年 5 月末に当社の過年度中間決算処理の疑義に関する匿名通報があり、社内調査において事実確認を行った結果、平成 18 年(2006 年)3 月期以前の間中期を中心として、当社国内事業本部の売上高計上に「確定受注案件の早期売上計上」という不適切な会計処理が行われていた事実が判明致しました。

当該事実を受け当社では、会計監査人及び顧問弁護士との緊密な連携を取りつつ、社内独自調査チームによって過年度業績訂正の正確な数値把握、事実確認と問題点把握、改善措置策定を進め、並行してその対処の適切性について外部調査委員会による検証を受けて参りました。

調査の結果、当社の前常務取締役国内事業本部長の独自判断と強い指示の下、平成 11 年 9 月から平成 18 年 3 月までの 6 年半の期間、確定受注案件の早期売上計上という不適切な会計処理が行われ、付随して売上計上関連の書類改ざん行為が行われていたことが判明致しました。尚、架空売上、原価・経費の先送り、着服などの不正行為はありませんでした。

この度、監査法人より監査報告書を受領し、訂正すべき数値が固まりました。これに伴い本日開催の取締役会において過去 5 期間分の決算短信の訂正並びに過去 3 期間分の中間決算短信の訂正の他、当該不適切な会計処理に係わる調査結果と改善措置、社内処分について決議致しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

尚、平成 19 年(2007 年)3 月期においては、既にこの不正行為による不適切な会計処理が行われていなかったことが確認されており、平成 19 年 3 月期の訂正は、平成 18 年 3 月期の訂正による影響のみであります。

過去にこのような不適切な会計処理が行われていたことは極めて遺憾であり、長期に亘り不適切な過年度財務情報を開示しておりましたことに対し、投資家の皆様並びに市場関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

不祥事を発生させてしまった会社の体質を全社で深く反省し、これを契機として、社内意識改革の徹底と、魂のこもった有効な内部統制システムの再構築によって、二度とこのような間違いを起こさない健全な経営体制を全力で構築して参ります。

### { 1 } 訂正の理由

平成 18 年（2006 年）3 月期以前に行なわれていた「確定受注案件の早期売上計上」という不適切な会計処理に対して、売上計上の期間帰属のズレを過年度に亘って調整し、過去 5 期間（連結・単体）の決算短信並びに過去 3 期間（連結・単体）の中間決算短信を正しく訂正するものです。

### { 2 } 訂正を行う決算短信及び中間決算短信の訂正範囲

（決算短信）

平成 15 年 3 月期（平成 14 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日）	公表日	平成 15 年 5 月 27 日
平成 16 年 3 月期（平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）	公表日	平成 16 年 5 月 27 日
平成 17 年 3 月期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）	公表日	平成 17 年 5 月 27 日
平成 18 年 3 月期（平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）	公表日	平成 18 年 5 月 26 日
平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）	公表日	平成 19 年 5 月 15 日

（中間決算短信）

平成 17 年 3 月期（平成 16 年 4 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日）	公表日	平成 16 年 11 月 26 日
平成 18 年 3 月期（平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）	公表日	平成 17 年 11 月 25 日
平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日）	公表日	平成 18 年 11 月 27 日

(注)訂正内容の詳細につきましては、本日別途開示致しております、各期の決算短信及び中間決算短信の一部訂正に関するお知らせをご参照下さい。

平成 17 年 3 月期から平成 19 年 3 月期の四半期決算に係わる開示の訂正につきましては、数値がまとまり次第、お知らせいたします。

{ 3 } 連結・単体業績訂正の概要

(百万円)

【 通 期 】		連 結			単 体		
		訂正前	訂正後	影響差額	訂正前	訂正後	影響差額
		(B)	(A)	(A - B)	(B)	(A)	(A - B)
平成15年 3月期  (2003/3月期)	売上高	13,973	13,930	43	12,699	12,652	47
	営業利益	26	12	13	118	101	16
	経常利益	12	1	13	191	175	16
	税引前純利益	309	322	13	132	149	16
	当期純利益	214	227	13	39	22	16
平成16年 3月期  (2004/3月期)	売上高	14,280	14,326	46	12,608	12,658	50
	営業利益	347	362	15	392	410	18
	経常利益	53	69	15	300	318	18
	税引前純利益	2	13	15	244	262	18
	当期純利益	79	94	15	313	331	18
平成17年 3月期  (2005/3月期)	売上高	14,884	14,726	158	13,678	13,518	160
	営業利益	258	206	51	240	191	49
	経常利益	70	18	51	184	135	49
	税引前純利益	147	96	51	326	277	49
	当期純利益	76	24	51	275	225	49
平成18年 3月期  (2006/3月期)	売上高	16,541	16,607	65	13,525	13,593	67
	営業利益	135	156	21	0	20	19
	経常利益	45	23	21	41	22	19
	税引前純利益	244	266	21	181	200	19
	当期純利益	142	164	21	116	135	19
平成19年 3月期  (2007/3月期)	売上高	18,933	19,030	96	14,096	14,193	96
	営業利益	512	542	29	89	118	29
	経常利益	258	288	29	23	53	29
	税引前純利益	253	282	29	937	907	29
	当期純利益	244	214	29	1,384	1,355	29

\*百万円未満切捨て表示

{ 4 } 中間連結・単体業績訂正の概要

(百万円)

【 中間 】		連 結			単 体		
		訂正前	訂正後	影響差額	訂正前	訂正後	影響差額
		(B)	(A)	(A - B)	(B)	(A)	(A - B)
平成17年 3月期(中間)  (2004/9月)	売上高	7,339	6,691	647	6,736	6,079	657
	営業利益	207	7	214	260	51	209
	経常利益	169	45	214	231	21	209
	税引前純利益	229	14	214	336	127	209
	当期純利益	123	91	214	241	32	209
平成18年 3月期(中間)  (2005/9月)	売上高	8,479	7,994	484	7,471	6,981	489
	営業利益	285	150	135	180	47	133
	経常利益	241	105	135	173	39	133
	税引前純利益	249	113	135	180	46	133
	当期純利益	197	62	135	152	18	133
平成19年 3月期(中間)  (2006/9月)	売上高	9,047	9,057	9	6,958	6,967	9
	営業利益	89	93	4	15	10	4
	経常利益	35	31	4	34	30	4
	税引前純利益	29	25	4	29	24	4
	当期純利益	106	102	4	87	83	4

\*百万円未満切り捨て表示

{ 5 } 問題の調査結果並びに会社としての問題認識との対処について

( 1 ) 不適切な会計処理問題の概要

1 . 不適切な会計処理の範囲

前常務取締役国内事業本部長の独自判断の下、国内の製品売上計上において確定受注案件の早期売上計上処理が行われておりました。

翌会計期間に計上すべき確定受注案件について、客先との所有権移転行為の実現無しに、工場組立完了製品を工場在庫等のまま、前倒しで早期売上計上するという不適切な会計処理であります。

会計監査人の監査を逃れるために、この早期売上計上に伴う一連の関係書類の一部を改ざんするという不正行為が行われていました。

調査の結果、架空売上計上、原価・経費の先送り、着服などの不正行為はありませんでした。調査の結果、意図的な不正行為は無かったものの売上計上の期間帰属判断の厳格性に欠ける売上計上処理がありましたので、併せて抽出し、見直し修正の対象としました。

2 . 不適切な早期売上計上が行われていた期間

平成11年(1999年)9月から平成18年(2006年)3月までの6年半に亘り行われていました。

平成19年(2007年)3月期には、不正行為が行われていないことが確認されました。

### 3. 不適切な早期売上計上の関与者

#### 主導的 direct 関与者

主導的 direct 関与者は、前常務取締役国内事業本部長でした。前国内事業本部長の独自判断と強い指示の下、前営業部長が、前営業業務部長、業務部長に実務を指示し、早期売上計上を実行していました。

#### 直接関与者

直接関与者は前営業業務部長、前営業部長、業務部長でした。

直接関与者である前営業業務部長、前営業部長、業務部長及は、不本意ながらも不正行為の実務の取りまとめを実行していました。

#### 準直接関与者

準直接関与者は、国内営業所長と工場出荷担当室長でした。

準直接関与者は、前営業業務部長、前営業部長、業務部長の指示または要請に基づき、国内営業所長および工場出荷担当室長が嫌々ながらも不正行為を実行していました。

#### 取締役の関与

- ・ 主導的関与者は、不正行為開始時点は従業員の営業統括部長の地位にありましたが、その後取締役国内営業部長、常務取締役国内事業本部長に就任しておりました。
- ・ 直接関与者であった前営業業務部長は、従業員時代に不正行為の実行に直接関与していました。その後取締役小型事業本部長に就任致しましたが、取締役就任後の不正行為への直接関与はありませんでした。
- ・ 取締役社長、取締役副社長、その他の取締役による不正行為への関与はありませんでした。

### 4. 不正行為による過年度業績への影響

不正行為による早期売上計上処理は、会計監査人の実地たな卸し監査の無い中間期を中心に行われていました。

過去5年間の連結業績の累計値は、早期売上計上による業績訂正が売上高の期間帰属のズレの修正でありましたので、その訂正額の累計はゼロの近似値であり、現在開示中の平成19年(2007年)3月末純資産額に訂正はありません。

平成19年3月期に不正行為による早期売上計上はありませんでした。

#### 過年度中間連結業績への影響

(単位:百万円)

期	中間連結売上高						税金等調整前中間純利益					
	修正前	不正	見直	修正計	修正後	修正率	修正前	不正	見直	修正計	修正後	修正率
平成16/9	7,339	567	80	647	6,691	8.8%	229	180	34	214	14	93.6%
17/9	8,479	607	122	484	7,994	5.7%	249	167	31	135	113	54.3%
18/9	9,047	-	9	9	9,057	0.1%	29	-	4	4	25	14.1%

\*不正: 書類改ざん等不正行為による早期売上計上の期間帰属修正額

\*見直: 計上判断見直しによる期間帰属修正額 + 前年度期間帰属修正に伴う当年度調整額

(単位：百万円)

中間連結純資産額						
期	修正前	自己資本比率	修正額	修正後	自己資本比率	修正率
平成 16/9	16,516	58.6%	214	16,302	58.4%	1.3%
17/9	16,961	56.2%	186	16,774	56.0%	1.1%
18/9	16,576	59.9%	25	16,551	59.9%	0.2%

## 過年度連結業績への影響

(単位：百万円)

期	連結売上高						税金等調整前当期純利益					
	修正前	不正	見直	修正計	修正後	修正率	修正前	不正	見直	修正計	修正後	修正率
平成 15/3	13,973	38	5	43	13,930	0.3%	309	12	1	13	322	4.2%
16/3	14,280	-	46	46	14,326	0.3%	2	-	15	15	13	-
17/3	14,884	63	94	158	14,726	1.1%	147	17	34	51	96	34.7%
18/3	16,541	80	146	65	16,607	0.4%	244	7	28	21	266	9.0%
19/3	18,933	-	96	96	19,030	0.5%	253	-	29	29	282	11.5%
累計	78,613	182	189	7	78,621	0.0%	334	36	37	0	335	0.3%

\*不正：書類改ざん等不正行為による早期売上計上の期間帰属修正額

\*見直：計上判断見直しによる期間帰属修正額 + 前年度期間帰属修正に伴う当年度調整額

(単位：百万円)

連結純資産額						
期	修正前	自己資本比率	修正額	修正後	自己資本比率	修正率
平成 15/3	16,127	60.2%	14	16,113	60.1%	0.1%
16/3	16,662	60.0%	0	16,662	60.0%	0.0%
17/3	16,453	56.9%	51	16,401	56.9%	0.3%
18/3	17,127	59.4%	29	17,097	59.4%	0.2%
19/3	16,410	56.8%	-	16,410	56.8%	-

## (2) 問題発生の経緯

## 1. 不正行為が行われた背景

環境背景は、政府建設投資縮小に伴い短期間に国内製品売上が半減するという国内事業環境の急激な悪化であると認識されました。

内部統制上の背景は、「出荷基準」と定めていた国内製品の売上計上基準が、会計処理上の期間帰属判断に解釈の幅が広く、売上計上処理に曖昧性を残していたことが不正行為を発生させ易くした土壌にあるものと認識されました。

統制環境上の背景は、不正行為関与者が会計のルール違反と書類改ざんに罪悪感を持っていたものの、早期売上計上が重大なコンプライアンス問題であるとの意識を持っておらず、指導層の法令等の厳格化に関する認識の曖昧さがあるものと認識されました。

## 2. 不正行為開始の動機

動機は、急激な売上減少と需要下降傾向の中で売上計画を達成しなければならないというプレッシャーでした。

過去に客先からの製品保管依頼書に基づく未出荷製品の売上計上が増加した際、営業業務室長が会計監査人から事情説明を求められていたことがあり、この問題性を理解せず、逆に書類改ざんという不正行為により外部会計監査を逃れる方向に進んでしまったことが確認されました。

## 3. 不正行為が行われなくなったきっかけ

国内事業本部の再建策（営業戦略変更・マトリクス業績管理・人事異動）を実行する中で、不正行為が自主的に行われなくなりました。

平成18年5月の内部統制システム構築の基本方針決議以降、その対応を通じて、全社的なコンプライアンス意識が徐々に醸成され、不正行為を許さないムードが醸成されて来ていたことも間接的なきっかけになっていたものと認識されました。

## 4. 不正行為が発見されなかった原因

人的協力を得た書類改ざんとシステム処理により、売上計上帳票類とデータ類が改ざんされて整っていた状況下、内部監査室監査、監査役監査、取締役会の監視ともに有効に機能することができませんでした。

### (3) 不正行為が行われたことに対する問題認識

#### 1. 法令等の厳格化に関する認識の曖昧さ

主導的関与者自身の低いコンプライアンス意識の中で行なわれた強い指示と、主導的関与者からの指示に基づく要請に対して関係した部門の従業員がこれを覆すことができなかったことが、不正行為が行われた本質的原因と認識致しました。

コンプライアンス意識は会社の風土問題であると同時に、組織を構成する個人単位の意識水準の問題であり、複合的施策の組み合わせによって会社全体の意識改革を進めて行く必要性を強く認識致しました。

#### 2. 取締役・組織指導層の法令・会計知識の不足

主導的関与者、直接関与者、準直接関与者ともに、当該不正行為が悪いこととは感じつつも、重大なコンプライアンス問題に発展するという認識を全く持っておりませんでした。

取締役・組織指導層の法令・会計知識等の不足が、重大な問題意識を持たない不正行為を誘発させた背景にあったものと認識されました。

#### 3. 不正行為に対する内部統制システムの弱点

会計システム上の売上計上に係る内部牽制は機能していましたが、人的な書類改ざんとシステム処理により売上帳票とデータ類が整っていた状況下、既存の内部統制が有効に機能することができませんでした。人的不正操作による内部統制システムの弱点を強く認識致しました。

人的な不正操作に対する内部統制は、統制環境を基本とした教育徹底による法令遵守風土の醸成と有効な内部統制システムの厳格な運用の組み合わせによる不正防止体制の構築が不可欠であると強く認識致しました。

#### 4. 二次輸送を伴う売上計上処理ルールの曖昧さ

二次輸送を伴う売上計上において、期間帰属判断に曖昧性のある会計処理があったことが不正行為調査の中から判明し、売上計上処理上の計上日判断ルールに曖昧性を残していたことを認識致しました。

「出荷基準」(原則工場出荷日を売上計上日とする)と定めている売上計上基準の適用に、曖昧さを残していたことが不正行為を誘発した原因となっていたことを認識致しました。

#### (4) 改善措置および再発防止策

問題発生の本質的原因は、法令遵守認識の低い取締役の強い指示の下で実行された不正行為と取締役の指示を覆うことができなかった社内の法令遵守風土にあり、この問題の本質は取締役の法令遵守問題であると認識しております。従ってこの改善措置の中核は、取締役及び取締役会自体の法令遵守徹底、取締役会主導による社内の法令遵守風土醸成、取締役会主導による有効な内部統制システム構築であると判断し、取締役会として次の改善措置を実施致します。

早期売上計上問題の再発防止策については、曖昧性を残していた国内製品の売上計上ルールの厳格化とその厳格な運用によって適正を確保し、更に新たな内部統制システム構築の中で監視体制を強化して参ります。

尚、平成19年9月の国内製品売上計上の適正を客観的に確保する為、平成19年9月中旬につきましては、会計監査人が実地棚卸し監査を実施致します。

#### 1. 法令等の厳格な遵守に向けた会社全体の意識改革

会社全体の法令遵守風土醸成と、組織を構成する個人単位の意識水準まで法令遵守認識を浸透させて行く為、次の改善措置を順次実施致します。

企業行動憲章の発効と周知徹底(6月11日実施)

本年6月11日付けで準備中であった「企業行動憲章」を発効し、電子メール及び社内広報誌を通じて全社員に対して企業行動憲章とその経営の意思を説明した解説書を配布して周知徹底するとともに、取締役社長より法令遵守の徹底を厳命致しました。

又、8月には営業所長、営業事務社員、生産センターに対する社内コンプライアンス講習(一部会計を含む)を実施致しました。

今後とも年頭所感発表、年度事業計画発表、諸会議、広報、教育などの場を通じて、継続的に企業行動憲章を繰り返し周知し、法令遵守を企業風土に浸透させ、誠実で正しい企業姿勢と不正を許さない企業風土を醸成して参ります。

内部通報制度の発効と周知徹底(6月19日実施)

企業行動憲章の実効性を確保する為、本年6月19日付けで「内部通報制度」を発効し、電子メール及び社内広報誌を通じて全社員に対して内部通報制度を配布し、企業行動憲章や法令などに抵触しかねない行為に対する内部通報制度の積極的活用を通達・指示しました。



本制度には、社内窓口の他、顧問弁護士による外部窓口も設定しております。これにより業務活動の現場及び組織間活動における相互牽制効果を発揮させて参ります。

懲戒規程の見直し(早急に内部統制システムとして策定)

社員一人ひとりの法令遵守認識を高めるため、内部統制システム構築の一環として、コンプライアンス問題に係わる懲戒規則を設定します。これにより法令遵守を会社体の問題から個人の問題として落とし込み、個人レベルの法令遵守認識の浸透を図ります。

内部監査制度の見直し(早急に内部統制システムとして策定)

定期的モニタリングによる組織的監視体制を強化するため、内部統制システム構築の一環として、内部監査業務の見直しとその活動を強化することにより、法令遵守の組織的検証体制を強化して参ります。

尚、制度見直し中の再発防止策として、平成19年9月末及び平成20年3月末について、内部監査室の重点監査項目として、実地棚卸し立会い及び売上計上の確認作業を行うことを決定しております。

## 2. 取締役・組織指導層の法令・会計認識の醸成

取締役・組織指導層の法令・会計知識不足による不認識の違法行為再発リスクを排除する為、法令・会計の基本知識と取締役会の法的責務の再確認を目的に、研修と取締役会規程改訂を実施し、取締役・経営指導層の法令等遵守徹底を進めます。

専門家による役員、幹部に対する法令・会計研修(7月9日実施)

本年7月9日、役員、部門長、子会社社長に対して、公認会計士及び弁護士による次の研修を実施致しました。今後は内部統制システムの一環として研修計画を組み込み、役員・幹部の業務執行上必要とされる法令知識の研修を継続的に進めて参ります。

ア) 内部統制システムと会計リスクについて

イ) 役員・幹部に必要とされる法令知識について

取締役会規程の改訂(7月9日実施)

取締役及び取締役会としての職責の再確認と、会社法施行に伴う規則変更を行う為、本年7月9日開催の定例取締役会において取締役会規程を改定し、取締役に対して取締役会規程の遵守を徹底しました。

改訂内容は、「取締役の職務執行の監督義務」、「善管注意義務としての内部統制システム構築義務」、「忠実義務としてのコンプライアンス遵守義務」、「監査役会への報告義務」を中心に規程を見直しました。

## 3. 有効な内部統制システムの早急な構築・運用体制の強化

人的不正操作に対する内部統制は、法令遵守風土の醸成と有効な内部統制システムの再構築の組み合わせにより不正行為の再発防止体制を築いて参ります。この為、金融商品取引法、会社法に基づく内部統制システムの構築体制を強化し、経営トップと取締役会主導による魂のこもった内部統制システムを構築して参ります。

取締役社長をトップとする内部統制委員会の設置(8月8日実施)

取締役社長を委員長とし、全役員及び本部長、内部統制システム構築責任者、コンプライアンス・リスク管理責任者、内部監査責任者を委員とする内部統制委員会を本年8月8日に設置しました。

内部統制委員会の下には、内部統制システム構築の実行部隊として、財務統制部会とコンプライアンス部会を併せて設置しております。

内部統制委員会は月一回開催し、次の職務を行います。

- ア) 内部統制システムの構築
- イ) 内部統制システムの運用監視と改善
- ウ) コンプライアンス問題の審議と必要な対応

内部統制システム構築に係わる人的リソース増強(8月1日実施)

内部統制システム構築と運用に必要な人的、知的リソースを増強するため、8月1日までに次の措置を実施致しました。

- ア) 内部統制システム構築経験者の招聘(元一部上場企業常勤監査役)
- イ) 内部統制システム構築に関する人員増強と管理部門人員増強(移籍及び採用設定)
- ウ) 内部統制監査に向けた助言契約(監査法人トーマツ)

#### 4. 国内製品の売上計上処理ルールの厳格化(6月末実施)

不正行為の誘因と認識された売上計上処理ルールの曖昧さを排除するため、売上計上処理ルールを次の通り改善し、客先に対して最終的に直送した時点を売上計上日とすることに売上計上処理ルールを明確化し、本年6月末より実施致しました。また引続き詳細ルールの策定、営業所長、営業事務職員、生産センター出荷管理部門に対する新ルールの実務説明会を実施し、新ルールの厳格な運用を進めます。

**改善前：** 「工場出荷時点の売上計上」

受注製品は原則として工場出荷日を売上計上日とする。

(中継点を介して二次輸送が発生する場合、売上計上日の期間帰属判断に解釈の余地があり、曖昧性を残していました)

**改善後：** 「客先直送出荷時点の売上計上」

工場から客先に直送する場合は、従来通り工場出荷日を売上計上日とする。

二次輸送を伴う積送方式で工場出荷先が客先以外の場合には、工場出荷時点は流通在庫として認識し、客先に直送する二次輸送が開始される中継点から客先を届け先として運送会社に製品を引き渡した時点を出荷日とし、売上計上日とする。

#### (5) 独自調査と会社対応の適切性検証について

本件の内部通報情報入手以降、事実確認、過年度業績訂正の正確な数値把握、事実確認調査と問題点把握、改善措置策定について、当初より会計監査人並びに顧問弁護士との緊密な連携の下、社内独自調査チームによって調査を進め、その独自調査の内容、改善措置、社内処分の適

切性について外部調査委員会の指導と検証を受け 会社としての対処の適切性確保に努めて参りました。調査体制と検証体制は次の通りです。

**1 . 社内独自調査チーム :**

チームメンバー 取締役社長、コンプライアンス・リスク管理担当役員、常勤監査役  
顧問弁護士、内部監査室長及び室員、コンプライアンス室長 リスク管理室長

目的

- ・ 事実確認調査と問題点把握
- ・ 過年度業績訂正の正確な数値把握
- ・ 改善策立案

**2 . 外部調査委員会 :**

メンバー 上野正彦 ( 弁護士・公認会計士、会社更生管財人経験者 )  
長谷則彦 ( 弁護士、社外監査役経験者 )  
青井義幸 ( 公認会計士 )

目的

- ・ 調査の対象・方法等の適切性検証
- ・ 改善策の相当性検証
- ・ 関与者及び経営監督者の処分の妥当性検証

**( 6 ) 外部調査委員会の検証結果**

添付の外部調査委員会意見書をご参照下さい。

**( 7 ) 関与役員の引責辞任と社内処分について**

**1 . 関与役員の引責辞任**

主導的関与者

前常務取締役国内事業本部長 : 8 月末をもって取締役辞任  
( 役員退職慰労金の辞退 )

直接関与者

前取締役小型事業本部長 ( 前営業業務部長 ) :  
8 月末をもって取締役辞任  
( 役員退職慰労金の辞退 )

**2 . 直接関与者及び準直接関与者の処分 ( 従業員 )**

直接・準直接関与者の内

現在在籍する管理職 : 懲戒規程に基づく厳正な処分を実施

**3 . 経営監督責任処分**

・ 取締役社長 :	現役員報酬の 30% 返上	3 ヶ月分
・ 当時取締役副社長・専務 :	現役員報酬の 15% 返上	2 ヶ月分
・ 当時常務取締役・取締役 :	現役員報酬の 5 ~ 10% 返上	1 ヶ月分
・ 当時常勤監査役 :	対象者なし	

{ 6 } おわりに

今般、当社においてこのような不適切な会計処理を過去に発生させ、過年度決算の訂正にいたりまして、投資者の皆様、市場関係者の皆様をはじめとする関係各位に大変な心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

このような不祥事の発生は正に取締役の問題であり、今回のコンプライアンス問題を取締役会の問題として真正面からしっかりと受止め、取締役会の責任として今後の会社風土を全力で改革して参ります。

以 上

添付： 外部調査委員会意見書

## 外部調査委員会意見書

- 1 外部調査委員会は、社内独自調査チームによる調査の対象・方法等の適切性を検証するため、必要な資料を閲覧し、代表取締役社長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役管理部長及び主導的関与者とみなされている常務取締役をそれぞれ独自にインタビューしました。

その結果、社内独自調査チームによる不適切な会計処理の範囲の確定、そのような事態を生じた原因の究明、不適切な会計処理の手法、関与者の特定、いずれについても社内独自調査チームの調査は適切であると判断しました。

- 2 社内独自調査チームの改善策（再発防止策）の提案について、いずれも相当であると判断します。

本件問題が生ずるや、直ちに「企業行動憲章」を定め、「工場出荷基準」の明確化、内部通報制度の策定、内部統制システムの構築等に積極的に取り組んでいる姿勢は評価できます。

今後は、これらの制度を十分に活用することにより、再発防止をより徹底することが望まれます。

- 3 関与者及び経営監督者の処分については、妥当であると判断します。

本件は、会社の製品の出荷態様との関係で、会社の「工場出荷基準」の適用に曖昧さがあつたことが誘因となっていること、不適切な会計処理が主に中間決算時になされ、期末の利益に及ぼす影響が必ずしも重大であるといえないこと、架空売上や着服がないこと、主導的関与者である常務取締役及び関与取締役の2名は取締役の辞任をしていること等を勘案すれば、関与者及び経営監督者の処分はいずれも妥当と判断します。

- 4 本件の開示時期については、会計監査人及び顧問弁護士との緊密な連携を取りつつ客観性を確保しながら情報開示準備を行ってきたことが認められ、従って過年度の有価証券報告書等の正確な訂正数値の確定にあわせて開示することは適切であると判断します。

以上

平成19年8月17日

酒井重工業株式会社

外部調査委員会

委員 弁護士・公認会計士 上野 正彦

委員 弁護士 長谷 則彦

委員 公認会計士 青井 義幸

